

## 熊本市指定給水装置工事事業者の処分について（2者）

### 1 指定の効力の停止を受けた指定給水装置工事事業者

(1) 指定番号 第955号

所在地 熊本市南区元三町三丁目4番23号

事業者名 大伸設備

(2) 指定の効力の停止期間

令和8年（2026年）5月11日から令和8年（2026年）6月10日まで

ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力（令和8年（2026年）5月10日以前に熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）第10条第1項の管理者の承認を受けた給水装置工事の施行に係るものを除く。）

(3) 事実の概要

（無断通水 1件 1日間）

中央区大江4丁目において無断で通水を行った。

(4) 指定の効力の停止の理由

上記事実により、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準第2条に規定する別表の指定要件違反「7 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。」の①無断通水をしたとき。に該当する。

### 2 指定の取消し処分を受けた指定給水装置工事事業者

(1) 指定番号 第46号

所在地 熊本市東区戸島七丁目11番8号

事業者名 第一マルキガス株式会社

(2) 指定取消日 令和8年（2026年）5月11日

(3) 事実の概要

（無届工事 2件）

北区龍田8丁目、南区城南町赤見において、管理者の承認を受けずに工事を施行した。

（指定停止期間中における無資格での施行 2件）

東区神園1丁目、東区長嶺東5丁目において、指定停止期間中における無資格の状態で工事を施行した。

(4) 指定の取消しの理由

上記事実により、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準第2条に規定する別表の指定要件違反「7 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。」の⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき）に該当する。

また、指定停止期間中における無資格での工事施行について、昨年、指定停止処分を受けたにもかかわらず行われたものであり、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（指定の取消し）第8条第2号に該当する。

よって、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（指定の基準）第5条第3号ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当し、指定の基準を満たさなくなったもの。

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準第2条

(処分基準)

第2条 指定工事業者の処分基準は、別表のとおりとする

別表（第2条関係）

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容
指定要件 違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	法第 25 条の 3  第 1 項第 3 号 ホ	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工	指定取消し 又は 指定停止 6 月以下  指定停止 6 月以下  指定停止 6 月以下

				事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	
--	--	--	--	----------------------------------	--

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第5条

管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第8条

管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

(2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

**【問い合わせ先】**

熊本市上下水道局 総務部 給排水設備課 給水装置班

電話 096-383-1152